

2022年8月26日

日 ASEAN 協定利用者 各位

日本商工会議所

日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定における  
HS2017 に従った品目別規則の採択について

8月25日付にて外務省より公表されているとおり、日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定では、附属書二（品目別規則）を2017年版の統一システム（HS2017）に置き換える改正が採択されました。

これに伴い、2023年3月より同協定の利用に際して運用されるHSコードが2002年版から2017年版に変更されます。

外務省：「日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定附属書二」の改正及び「運用上の規則」の修正についての採択

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_asean/page23\\_003953.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/page23_003953.html)

2023年3月以降に発給するAJCEP原産地証明書は、2017年版HSコードに基づき原産性を判定された産品を対象に発給されます。それまでに取得されている原産性判定番号については、HSコードの変更が原産性判定に影響を与えないことを各産品の判定申請者自身が確認しているとの前提で、2023年3月以降も継続してご利用いただけます（HSコード番号が変更される場合でも、原産性を保持していれば、産品判定番号を継続して利用可能で、産品の利用回数も通算でのカウントになります）。

2017年版でのHSコードを確認いただくためのプログラムを可能な限り早期にご用意したいと考えておりますが、AJCEPの産品判定番号を保有の各社におかれましては、まずはご登録いただいている産品の2017年版HSコードでの原産性を予め再確認しておいていただくなど、ご準備いただければ幸いです。

【お問い合わせ先】日本商工会議所 国際部

[お問い合わせフォーム](#)